

第5回

金融審議会公認会計士制度部会

2006年4月26日

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時00分 開会

○関部会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから金融審議会公認会計士制度部会の第5回の会合を開催いたします。

本日は、皆さんご多忙のところご参加大変ありがとうございます。

私は、貝塚金融審議会会長から、公認会計士制度部会の部会長のご指名を頂いた関でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本部会のメンバーにつきましては、お手元にお配りしております名簿のとおり、貝塚会長からご指名頂いておりますのでご参照頂きたいと思います。

今回は5回目の公認会計士制度部会会合となりますが、新メンバーでは最初の会合となりますので、まず、事務局から委員及び事務局の方々のご紹介を頂きたいと思います。

○池田企業開示課長 それでは、私の方からご紹介をさせていただきます。

右手の方からご紹介をさせていただきます

まず、安藤委員でございます。

それから伊藤委員でございます。

それから大崎委員でございます。

それから加古委員でございます。

次に久保田委員でございます。

それから澤田委員でございます。

それから杉山委員でございます。

飛山委員でございます。

それから根本委員でございます。

次に八田委員でございます。

それから藤沼委員でございます。

増田委員でございます。

弥永委員でございます。

山浦委員でございます。

渡辺委員でございます。

それから幹事としてご参加頂いております法務省の相澤大臣官房参事官でございます。

それから、本日はあと上柳委員、それから斎藤委員にもご出席頂く予定ですが、遅れてお見えと伺っております。

それから、このほか岩原委員、小島委員、原委員、的井委員、八木委員にご就任頂いておりますが、残念ながら本日はご欠席と伺っております。

また、こちらの中央でございますけれども、貝塚金融審議会会長にもご出席を頂いておりますところでございます。

以上、委員の方々でございます。

次に、金融庁側のメンバーをご紹介させて頂きたいと思っております。

こちら側、中央でございますが、櫻田金融担当副大臣でございます。

それから五味長官でございます。

総務企画局長の三國谷でございます。

企画課長の八田でございます。

寺田証券取引等監視委員会・課徴金調査・有価証券報告書等検査室長でございます。

こちら側になりますが、審議官の細溝でございます。

私、企業開示課の池田でございます。

こちら側、企業開示課長の企画調整官の横山でございます。

それから公認会計士・監査審査会総務試験室長の古谷でございます。

以上でございます。

今、お見えになりました、斎藤委員をご紹介させていただきます。

それから、上柳委員もご到着でございます。

以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず貝塚会長からご挨拶を頂きたいと思っております。

○貝塚会長 ご紹介にあずかりました貝塚でございます。

私は、会計は素人ですが、ご存じのようにアメリカにおいていろいろ問題があり、日本では最近、いろいろな問題が発生しているわけですが、会計士の方の役割は非常に重要であるわけで、あるいは監査法人の話も非常に重要であって、今回、もう一度見直して新しい状況に対応するためにこの委員会を開かれたと私は了解しております。

いずれにいたしましても、専門家の皆さんにご参加頂いて、いろいろ多角的に検討して頂いて、なるべく頑健な制度をつくって頂きたいというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○関部会長 ありがとうございます。

次に、櫻田金融担当副大臣からご挨拶を頂きます。よろしくお願ひ申し上げます。

○櫻田金融担当副大臣 金融審議会公認会計士制度部会の再開に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

金融資本市場の構造改革と活性化は、我が国にとり、喫緊の課題となっております。このため、金融庁といたしましては幅広い金融商品、サービスにつきまして、包括的、横断的な法制度の整備を行うことや、開示制度について各般の見直しを行うこと等を内容とする金融商品取引法案を今通常国会に提出し、現在、衆議院において審議をして頂いているところでございます。

金融資本市場への信頼を確保し、その活性化を図っていくためには、財務情報の信頼性確保が不可欠であり、その際、会計監査の果たす役割は極めて重要であります。また一方で、会計監査をめぐっては、その信頼を揺るがしかねないようなさまざまな問題が引き続き生じており、私どもといたしましては、これらの問題に制度面での検討も含めて、真剣に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、このたび委員の皆様にお集まり頂き、公認会計士制度部会の審議を再開し、監査法人等のあり方につきまして総合的にご検討頂きたいと思っております。監査法人等のあり方をめぐる論点は多岐にわたると思いますが、皆様におきましては幅広い観点から忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと考えております。精力的な審議に向けて、皆様のご協力をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○関部会長 ありがとうございます。

副大臣におかれましては、公務ご多忙のためここでご退席されます。

ありがとうございます。

○櫻田金融担当副大臣 失礼いたします。

(櫻田金融担当副大臣退席)

○関部会長 それでは議事を進めさせて頂きたいと思いますが、カメラの方はご退室をお願いしたいということでございます。

次に、公認会計士制度部会の会議運営に関する事項につきまして確認をさせて頂きたいと思っております。

お手元に資料1-1というのがございまして、公認会計士制度部会議事規則というのを配付させて頂いておりますが、当部会の会議につきましては、部会に諮った上で公開することがで

きることとされております。本日の部会も公開することといたしたく存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、そういうことでそういうふうにさせていただきます。

次に、会議の議事録についてですが、これは会議の都度作成する、そして公表するということとされております。また、そのほか会議の都度、事務局の方で議事要旨を作成し、会議後、速やかに公表することといたしております。今後も、そのようにとり進めさせて頂き、議事録、議事要旨の取りまとめにつきましては、私、部会長にご一任頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、まず監査法人制度等をめぐる状況に関しまして事務局からご説明を頂きまして、その上で皆さんに自由に討議を行って頂きたいと考えております。最初でございますので、本件にかかわる考え方、意見についてはここにおられるそうそうたる皆さんには、相当ご意見があると思いますので、少し今日は自由に前広にいろいろな議論を出して頂きたいという趣旨でございます。

では、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○池田企業開示課長　それでは、お手元にお配りしております資料1－2、監査法人制度等をめぐる状況等についてという資料でご説明をさせて頂きたいと思っております。

部会長からございましたように、本日は自由にご議論頂くということが主眼でございます。そのための多少の材料ということで、全体的な状況についてご説明をさせて頂きたいと思っております。

表紙をおめくり頂きまして、まず、公認会計士、監査法人制度をめぐる状況に関して幾つかの資料を用意させて頂きました。公認会計士等の登録状況でございます。公認会計士の登録者数は累増してきておりまして、18年3月期で1万6,222名の方が登録されておるわけですが、監査法人についても18年3月末で162という数でございます。監査法人制度は昭和41年に創設されまして、昭和42年1月19日に第1号の設立が行われ、その後監査法人の数は着実に増加をしていて、現在162という数になっている。そこに所属する公認会計士の方の数は、18年3月期計数がまだございません。17年3月期で8,207ということで、全体の会計士の方の53%が監査法人に属しているということで、全体の監査の中でこの監査法人の役割というのは大きいものがあるということでございます。

2 ページ目に、一方で、こうして監査法人の数が増える一方で、とりわけ大手監査法人を軸として合併再編の動きも進んできております。この図の下から3分の1ぐらいになりますでしょうか。従来、大手6法人というようなことでございましたけれども、平成12年4月1日には中央監査法人と青山監査法人、あるいは右の方で太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併をいたしまして、現在、大手ということでは4つの法人があるということでございます。

もう1ページおめくり頂まして3ページで、今、申し上げましたように、監査法人の数が増える一方では増加する。他方、大手を中心に合併が進んでいくということで、全体として見ますと大変大きな法人と、非常に新しく設立される比較的小さな法人ということで、二極化が起きているということがいえると思います。

監査法人の規模別の分布を時系列に整理したのですが、この一番下の欄、現在データがあります最新時、17年3月末で見ますと、例えば所属公認会計士が400名以上の法人というのが4つあるということでございますが、そこに属しておられる公認会計士の方が6,662人ということで、平均しますと1,666人ということでございます。いわゆる4大法人についていいますと、平均しますと、この1,600名もの会計士の方がおられると。

一方、横に見て頂きますと、この5番目の法人がありますが、ここの所属公認会計士数は201名ということですので、4つが千数百名の規模であって、5番目は一気に200名の規模になっている。一方、この右の方を見て頂きますと、所属公認会計士総数が25名以下の法人というのが140、この時点で全体が152でしたが、そのうち140が25名以下の法人でございまして、かつそれを平均値で見ますと、1法人当たり9名という平均になります。一方で千数百名という法人がある一方で、140という数が平均して9名という小さな法人ということで、二極化が起きているということが言えると思います。

以上が数の関係ですが、4ページをめくって頂きますと、こうした中で監査法人、公認会計士に行っている監査業務の範囲というものが年々拡大をしているということで、最近の拡大事例を整理いたしましたけれども、いわゆる企業の監査のみならず、ここにございますように公益法人あるいは独立行政法人、あるいは国立大学、あるいは協同組織金融機関といったようなものにも監査は広がってきておりますし、また現在、国会に提出しております証券取引法の改正案では、企業のいわゆる財務報告に係る内部統制についてもチェックを頂く、更には四半期財務諸表についての新しい監査業務も期待されているということでございます。

このほか、企業活動が非常に複雑化してきている中で、いろいろなものを独立した第三者にチェックしてほしいというニーズは増大してございまして、例えば情報システムの安定性ですと

か、環境対策の有効性ですとか、そうしたものも第三者にチェックしてほしいということで、例えばIT監査ですとか、環境監査ですとか、必ずしもこれは制度的な監査ではありませんけれども、こうしたものについても、監査法人に対するニーズが高まっているということが言えるのだらうと思います。

5 ページは、今のような変化を受けて、主たる監査業務を全体整理したものでございます。

6 ページを見て頂きますと、今、業務の種類が増えているということを申し上げましたけれども、同時に種類だけではなくてボリュームの方も増加をしております、ここにありますように上場企業、店頭公開企業というのは年々数が増加しております、そういう意味で監査対象の数も増えてきているということでございます。

更に7 ページでございますが、ここは会計基準の最近の整備状況を整理させて頂きましたが、例えば最近の改正ですと、この上から見てみますと、例えば連結財務諸表の見直しで、この黒い網かけのところですけども、実質支配力基準というようなものも入って、まさに実質的に支配しているかどうかというものをチェックしていく必要がある。それから有価証券の評価でも、例えばその他有価証券ということで、この時価というものを評価していく必要がある。あるいは年金会計でも積み立て不足額というものを評価していく必要がある。あるいは下から3番目でいいますと、税効果会計で繰り延べ税金資産の資産性もチェックしていく必要がある。固定資産の減損についても、減損に当たるかどうかのチェックが要ということで、この一連の会計基準の見直しを通じて、評価、見積りに係る要素というものが非常に増えてきているということが言えると思います。

そうしたことで、監査業務というのは、種類とか数が増えるのみならず、質の面でも相当に高度な要素の業務が求められるようになってきているということが言えるのではないかと思います。

以上が監査業務をめぐる状況ですが、こうした状況の中で8 ページにございますように、監査法人制度については各般の見直しが行われてきております。

戦後、23年に公認会計士法の制定をいたしまして、25年には証取法改正を行って法定監査を導入いたしました。その後、監査制度を整備してまいったわけですけども、昭和41年、これは当時の大型粉飾事件の発生等を受けまして、公認会計士法の改正が行われ、組織的監査の充実という観点で現在の監査法人制度が導入をされたところであります。その後、商法の分野でも会計監査人の制度が導入拡充されてまいりました。

ということで推移をしてまいりましたけれども、平成に入りまして、いわゆるバブル経済の

崩壊等の中で、会計監査のあり方についてもさまざまな議論が起きてきました。中で、例えば平成11年には公認会計士協会の方で、品質管理レビューといったもので、各公認会計士監査法人の行う監査の品質管理の状況についてもチェックをするということが始まりましたし、平成14年には監査基準の全面的な改訂が行われまして、組織的監査の質の管理といったことを重視した基準が導入をされてきているところであります。

そうした一連の流れの中で、平成15年5月には、ご案内のとおり公認会計士法の改正が行われまして、この15年の改正の前、平成13年、14年ごろ、当部会でも精力的な検討を頂いたわけですが、公認会計士法の改正ということで結実をしているところであります。

公認会計士法改正の概要につきましては、1枚おめくりを頂きまして、9ページに整理をさせていただきます。下の方に法律の概要が整理してありますが、1つの柱は、公認会計士の使命・職責の明確化ということで、公認会計士法の第1条及び第1条の2というところに公認会計士の使命・職責というものを明記したということが一つのポイントでございます。

それから第2に、公認会計士法等の独立性の強化ということで、ここにありますように監査証明業務とコンサルティング業務の同時提供の禁止、それから監査法人内の担当会計士について、いわゆるローテーションルールを導入するというので、継続7年でインターバル2年という、いわゆる7年・2年ルールが導入をされたということでございます。

それから3番目の柱は、こういう監査に対する監視監督体制の充実強化ということでございまして、先ほどありました公認会計士協会による品質管理レビューというものが法的にも位置づけられ、それを行政、具体的には公認会計士・監査審査会がチェックをするということで、公認会計士・監査審査会が設置をされているということでございます。

それから4番目の柱は、試験制度の見直しでございまして、これに加えまして右側でございますが、監査法人に関しましては、社員の責任の一部を限定するというので、指定社員制度というものが導入をされております。これにつきましては、後ほど多少詳しくご説明をさせて頂きたいと思っております。

それから下の段で、監査法人の設立、解散については従来認可制がとられておりましたけれども、規制緩和等の趣旨から届け出制に移行することが決められたところでございます。

1ページおめくり頂きまして10ページ、今、出てまいりました公認会計士・監査審査会によるレビューの流れでございます。ここにありますように、日本公認会計士協会の方で品質管理レビューというものをさせて頂いてございまして、その結果については協会から公認会計士・監査審査会の方に報告が行われます。この報告について、公認会計士・監査審査会は内容を審査し

まして、必要と認めるときには、更に自ら検査を行うという流れになります。こうした審査、検査の対象は右側の箱にくくってありますけれども、こうした検査は監査事務所に対して行うこともできることになっております。更に加えて、被監査会社に対しても検査権が及んでいるという状況になっております。

次に11ページ、先ほどちょっと言葉を提示しましたけれども、指定社員制度でございます。これは、まず（1）にありますように、監査法人は特定の証明につきまして、その業務を担当する社員を指定することができるということになっておりまして、この（3）にございますように、その指定証明に関しまして、仮に監査法人が被監査会社に対して何らかの債務を負担するという事になった場合に、その監査法人の債務は、その指定をされた指定社員のみが無限連帯責任を負うという制度が導入をされました。注にございますように、ただいま申しましたように、この指定社員のみが無限連帯責任を負うといえますのは、被監査会社との関係のみでございまして、監査法人が例えば投資者、株主など、第三者に対して債務を負うというような場合には、この指定証明についても、監査法人の社員すべてが無限連帯責任を負うという従来の姿が残されているところではございまして、指定社員制度の対象にはなっていないということでございます。

12ページでございます。ただいまご説明させて頂きました公認会計士法の改正以降も、監査の強化というものに向けて各般の努力が積み上げられてきているところでございます。一番新しい最新のところでいいますと、一番下の丸を見て頂きますと、金融庁と公認会計士・監査審査会では、連名で昨年10月25日に対応策を発表させて頂いておりまして、ここでは4大監査法人に対する早急な検査を実施するという事。それから、先ほどありましたローテーションルールにつきまして、特に、4大監査法人の主任会計士の方については、継続監査期間5年、インターバル5年ということで、5年・5年ルールを、これは協会の自主ルールで規制を強化して頂くということを掲げてございます。

そのほか、品質管理基準を策定するということが盛り込まれておりまして、これを受けて、平成17年10月28日に企業会計審議会の監査部会の方で品質管理基準を策定頂いたということでございます。

13ページにただいまの品質管理基準のポイントを整理させて頂いておりますけれども、ここにありますように、監査契約の締結から監査計画の策定、監査の実施、審査、監査報告書の発行、そうしたところに至るまでの各段階において、監査法人等によりまして品質管理の基準を設定して頂きましたということではございまして、一番下の注にありますように、各監査法人等は

こうした基準に沿って来年の3月までに品質管理体制を整備していくということが求められておりまして、その整備状況については、先ほど来申し上げています公認会計士協会の品質管理レビューあるいは公認会計士・監査審査会のモニタリングということで点検が行われていくことになると考えております。

それから14ページですが、監査人をめぐる制度ということでは、今般、5月1日から施行が予定されております会社法の中でも各般の見直しが行われているところでございます。主な改正点を整理させて頂いておりますが、幾つかのポイントをご説明させて頂きますと、例えば3にございますように、会計監査人の報酬の決定については監査役の同意権というものが規定をされた。あるいは、4の②にございますように、株主代表訴訟については会計監査人に対しても株主代表訴訟が行われるという制度になっております。あるいは5にありますように、不適正意見というものが出た場合、その旨を公告するというような制度が整備をされているところであります。

次に15ページでございます。

今申し上げたような一連の制度改革が行われている中で、現在の監査法人制度の概要はどうなっているかということ整理させて頂いております。

1のところからポイントを見て頂きますと、監査法人は公認会計士が5人以上共同して定款を定めて設立の登記をすることによって成立するというもので、5人以上の会計士が共同してつくと。それから、成立に当たっては、内閣総理大臣への届け出を行うということでございます。

それから3のところを見て頂きますと、監査法人の社員は各自監査法人を代表するというもので、いわゆる合名会社の形態を準用しているということでございます。

4にありますように、そうした合名会社形態をとっている反映としまして、監査法人の財産をもって監査法人が債務の完済をできない場合には、各社員が連帯して責任を負うということで、社員の無限連帯責任が定められていると。指定社員制度が被監査会社との関係では導入されているというのは、先ほどご説明したとおりです。

それから5にありますように、監査証明をします場合には、業務を執行した社員が自署・押印をするという制度になっております。

それから6にありますように、監査法人は業務を公正かつ的確に遂行するため、業務管理体制を整備しなければならないという規定が公認会計士法上設けられておりますが、法令上、これ以上の詳細なルールは存在しておりませんが、品質管理基準等の整備が進められているとい

うことであります。

16ページの方を見て頂きますと、9にありますように、監査法人は貸借対照表、損益計算書及び業務報告書というものを作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないということで、行政に対する報告義務は規定をされておりますが、こうしたものを対外的にディスクローズするというようなディスクロージャーのルールは存在をしていないということでございます。

それから、解散については先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣に届け出で解散をする。

監査法人に対する処分については、公認会計士法違反あるいは監査業務の運営が著しく不当といった場合には、内閣総理大臣は必要な指示をすることができるとされております。それから虚偽証明が行われた場合、公認会計士法違反があった場合あるいは運営が著しく不当と認められる場合等におきましては、監査法人に対しては戒告あるいは2年以内の業務の全部もしくは一部の停止、解散といった懲戒処分が規定をされているということでございます。

17ページでございますが、今の制度の概要の中で監査法人の責任関係の規定がいろいろなところに出てまいりましたが、全体を整理させて頂いたものがこちらでございます。

公認会計士監査法人の責任としましては、民事の責任、刑事の責任、行政上の責任とございますが、民事責任につきましては、証取法あるいは会社法の規定等に基づきまして、第三者に対する損害賠償責任あるいは被監査会社に対する損害賠償責任が、公認会計士、監査法人それぞれについて規定がされているところでございます。

2番目の※にありますように、監査法人の社員は無限連帯責任を負うということでございます。

それから刑事責任につきましては、証券取引法に有価証券報告書等の虚偽記載罪というのが規定をされておりますが、公認会計士個人についてはここにありますように共同正犯、幫助というようなことで刑事責任が追及されることがあるということでございます。

それから行政上の責任は、先ほど申し上げたとおりでございます。監査をされた公認会計士の方自身に対しては、ここにございますように業務停止、登録抹消あるいは戒告といった処分が存在しますと同時に、監査法人に対しても戒告、業務停止、解散といったような懲戒処分が定められているところでございます。

19ページでございますが、責任の関係では、幾つか公認会計士法の改正時、あるいはその後に決議なり提言を頂いているところでございます。

まず、公認会計士法の審議におけます衆議院財務金融委員会の審議におきまして附帯決議を

頂いております、この6項目あります一番最後の項目でございますけれども、監査法人の大規模化の実態等に照らして、今後、民事法制等においていわゆるリミテッド・パートナーシップ制度の一般的な導入等が図られることとなった場合には、監査法人の組織についても、これに対応した組織の措置を講ずることを検討することということで、先ほどの無限連帯責任の関係で、リミテッド・パートナーシップのような責任限定の制度の是非等について検討することが附帯決議をされている。

それから20ページですが、これは先週になりますけれども、証券取引等監視委員会の方から金融庁長官に対して、監査法人の責任のあり方について建議がされております。ここでは先ほど申し上げましたように、公認会計士個人については虚偽記載罪の共同正犯というような規定で告発が行われているわけですが、公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定がないということが指摘をされていまして、一方で一番下の段にありますように、監査法人に対する行政処分ということが可能であって、あるいは民事上の責任も負うということではありますが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか、刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずる必要があるとの建議を頂いているところであります。

21ページ以下は、諸外国の動向について簡単に整理をさせていただきました。

諸外国の制度については、次回以降、また詳細に審議頂きたいと思いますが、ご案内のとおり、アメリカではエンロン事件の後、サーベインズ・オックスレイ法——企業改革法と訳されておりますが——が成立をしております、監査法人の独立性の確保ということで、同時提供の禁止、インターバルの導入など、日本と同様な制度が行われております。

それから、監査法人の監視体制強化ということでも、ここにありますPCAOBという組織がつくられ、監査法人に対する検査を実施している。

それから企業責任の強化ということで、公開会社について監査委員会の強化が行われ、そこが会計監査人の選任、報酬を決定するという仕組みが導入をされております。あるいは、年次報告書の適正性についての経営者の宣誓制度、内部統制についての有効性の評価、あるいは経営陣に対する罰則の強化といった措置が行われております、我が国でもこうした動きを参照して、先ほどの15年の公認会計士法改正で多くの措置が講じられ、また今般の会社法の改正の中でも各般の措置が講じられている。更には罰則の強化、あるいは内部統制、宣誓といったものについては、現在、国会に提出しております法案の中で措置が予定されているということでございます。

それからEUの方の動きを22ページ以下に掲げてございますが、EUにおきましては、第8次会社法指令（案）というものが公表をされております。これは、2005年9月にEU議会で可決をされておるもので、現在、細かい文言等についてファイナライズする過程にあると聞いておりますが、サブスタンスについては大きく変わらないだろうというふうなことも聞いております。今後、これが指令として発効いたしますと、指令の発効から2年以内にEUの加盟各国は、この指令の内容を法制化していく必要が生じてくるということでございます。

細かいことはまた次回以降ご説明させて頂くとしまして、ポイントを言いますと、監査法人について登録制が導入される、2のところでございます。それから、これは国内の監査法人だけではなくて、第三国の監査法人も各国で登録することが求められる。

それから独立性確保についてのルール、③のところでは、財務報告プロセスについて内部統制上の重要な欠陥がある場合には、監査委員会に報告するというようなことも掲げられております。

それから監査基準については、国際監査基準を採用することが書かれております。

監査法人に対する監督としましては、独立した機関による品質保証レビューというものが求められ、これは上場会社の監査法人に対しては最低3年に1回実施をすることが求められている。

それから6にありますように、監査法人によるディスクロージャーについて、ガバナンス構造、品質管理システム、売上高の内訳などを記載した年次報告書の公開が求められています。

それから、監査契約、監査報酬の決定については、例えば②にありますように監査委員会が提案をするというようなこと。あるいは、③にありますように監査法人が任期中に辞任、解任された場合には、当局または監督機関に知らせなければならないというようなこともあるようでございます。

それから8にありますように、第三国の監査制度に対する同等性評価というものが掲げられておりました、先ほど言いましたようにEUに上場する会社を監査する第三国の監査法人というのも登録義務がございますが、その際には、そうした第三国の監査法人に行われる監査が、EU指令で求める基準と同等の基準に従って行われるということが要件とされる。更に、その第三国の監査法人による監査が、EU指令で求めているのと同様の品質保証システムに服しているか否かが評価をされて、同等とされた場合には、EU自身による品質保証レビューは免除されるということ。それを逆にいいますと、それが行われていないという場合は、EUサイドでそうしたレビューをするということになるかと思っております。

以上、ご説明をさせて頂きました。本日は、自由にご議論頂ければと考えております。

○関部会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明も踏まえまして、今後、当部会で監査法人等のあり方について総合的に検討するというところでありますので、そういう監査法人等のあり方について総合的に検討していくという上で留意すべき留意点、あるいはそれらについての考え方、何でも結構ですので、今日はひとつ忌憚のないご意見をご披露して頂きたいと思っております。

どなたからでも結構ですから、ご自由にご意見を頂きたいと存じます。どなたからでも結構です、どうぞ。

○澤田委員 今、池田課長の方からのご説明があつて、監査法人制度等を巡る状況についての全体像をご報告されたと思うんですけども、公認会計士の監査現場の状況を若干ご理解願いたいということでもまずお話ししたいと思っております。

といいますのは、先ほど来副大臣の方からありましたように、証券市場における公認会計士の役割というのは非常に増大してきていると、これは我々よく認識しております。ただ、現在我々公認会計士、監査を担当する側の人間は、相当程度萎縮しているというのも現実だと思っております。

これは、今後の議論を進めてゆく上で前提としてお考え願いたいんですが、我々公認会計士の中核業務は監査業務であることは我々もよく認識しております。ただ、監査といいますのは、監査だけをやっている人間が本当にいい監査ができるのかといいますと、相当誤解があるかと思っております。前回の公認会計士制度部会の際に、関部会長からもご指摘がありましたように、もっともっと広い経営や会計に対する知識とか経験、そういう広範なバランスのある能力がないと監査はできないよというご指摘がありました。そうして、公認会計士試験制度の改正に至ったわけです。

そのような意味で、現在、我が国の監査法人あるいは公認会計士に認められている業務の範囲を国際的な比較で見ますと、海外では見られない業務に対する制限というのが相当程度あります。これは余り知られていないことですが、そういうのが第1点です。

それと、健全な監査制度を育成するためには、私は中長期的な視野に立てば、会計プロフェッションの育成という視点が、やはり欠かせないのではないかと考えております。そこで、先ほどご説明ありました3ページの資料がありますね。監査法人の規模別の分布ですが、ここでたしか今現在162の監査法人があるんですが、多分、ここで証券市場との関連性で議論される監査分野というのは、おおむね一番左にある4つの監査法人が基本的にベースとなる分野の議

論になります。そして、それ以外の1万人ぐらいの公認会計士が受け持つ業務分野に対する議論は行われなくなりますが、そのような分野があるというのを念頭に置いておかなければならないと思います。

つまり、ご説明ありましたように、現在、いろいろな形で監査の領域が広がっておりますが、ただ、被監査会社等の規模、取引の多様化、国際化、更に利害関係者の広がりによって、監査の基本的なスタンスは変わることはありませんが、そのアプローチの手法や求められる外形的な独立性の要件というのは異なってしかるべきではないか。そうでないと、すべてに重装備の監査でなければならないということになると、今後、広がっていく公的分野の監査などの社会的に求められる監査のニーズにこたえられず、非常にコストが高くなる。そして、現在でもそうですが、これら大きな監査法人の監査市場の寡占化をさらに加速させると。なおかつ一方では、公認会計士は不足しているという意見がありますけれども、やはりその辺をよく考えないと、有能な独立系の公認会計士を監査市場から排除するという状態を招いて、これはおそらく国家的なロスだろうと認識しております。

これに関連して、ここでの議論の大きな前提としてお考え願いたいのは、前回の公認会計士制度部会もそうでしたけれども、キーワードは「資本市場の信頼性の確保」という切り口だったと思います。したがって、そこでは上場会社の監査というのがターゲットになってくるわけですが、やはり公認会計士監査には、それ以外の領域もあるということです。それを明確に区分せず、ごっちゃにして議論して頂くと、すべてが後から見ると非常に非効率的で重苦しい制度になってしまいます。

といいますのは、ここで議論されたことは、多分公認会計士法に反映されることになると思うんですけども、本来は、上場会社監査法として、公認会計士の資格とは明確に区別して議論をされるべきではないかと思うのです。しかし、多分、今の日本の制度はそうなっていないので、公認会計士法の中で議論するということなのでしょうが、その辺の議論を明確にする必要があると思います。

我々、公認会計士協会サイドとしましては、やはり社会的な責任の重い上場会社の監査に対して、今後も非常に厳しい規制あるいは要求は突きつけられるであろうことは覚悟しておりますし、それに対する準備も進めています。そういうことで、そういう重装備の監査の議論の裏側には、そうではない領域があるのだということをまずご認識頂きたいと思います

それと、いろいろこれだけ会計不祥事を起こして、公認会計士が何を言うんだと怒られるかもしれませんが、我々はプロフェッション団体の自主規制機能をでき得る限り発揮して、自己

責任社会における責任をとってこうという姿勢で、矢継ぎ早にいろいろな形で継続的に自己改革案を提出して実行しております。ただ、残念ながらそれ以前からの原因による会計不祥事が表面化しているというのは、我々は残念でならないというのが事実でございます。

最後に、我々公認会計士協会が自己規律の改革を進めるに当たって、当然のこととして、我々にも時間とコストに限りがあり、これは地方公共団体の監査に言われますけれども、我々の協会もスリーEということで、経済性とか効率性、有効性の観点を持って会務を進めております。したがって、我々も上場会社の監査の品質つまり「資本市場の信認の確保」を第一義として会務を進めております。ここでの議論は公認会計士法をベースに行われるのですが、上場会社の監査に対する対応とそれ以外への対応を明確に区分したうえで議論されるようお願いしたいと思います。以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

○杉山委員 今日は第1回の自由な論議ということで、私は新聞社にいる立場から感想というか、議論の進め方について申し上げたいと思うんです。

先ほど、冒頭に櫻田副大臣、それから会長のお話にもあったように、要するに日本でもいろいろな問題が起きているという話ですね。櫻田さんも、信頼を揺るがしかねない問題だと言っていたんだけど、私はもう、これは信頼が揺らいでいるのではないかと思うんですよね。特に最近ではライブドアの事件、それから以前にはカネボウ、西武鉄道。我々報道する側から言うと、そういうような粉飾決算、虚偽記載の問題は随分出ているということですね。

今、公認会計士協会の方、横におられる澤田さんが冒頭の話がされました。やはり自己改革、自主規制をいろいろやっているけれども、それが不幸なことに、それ以前の問題から起きているんだというのですけれども、では、実際問題、ライブドアにしてもカネボウにしても、過去に起きた最近の問題についてどういうふうな問題があったのか。なぜ、そういう粉飾決算が起きたのか。そういう問題はきちんと、この議論を始めるに当たって、そこら辺、徹底的に検証する必要があるのではないかなと思うのです。そこから、今回の制度改革、どういうところを改めたらいいのか。どこが足りないのか。そこら辺をぜひ出発点にして頂きたいと思います。

それから、公認会計士協会の方、いろいろ自分たちの置かれている厳しい状況をおっしゃったのですけれども、やはり我々だとか世間の見方は、日本の会計士制度、それから企業開示のあり方は、これだけ虚偽記載の問題が起これば信任が揺らいでいるんですね。そこら辺ははっきり踏まえて議論して頂かないと、やはり何度改革をやっても同じような問題が繰り返されるので、そこが、そういう使命感を持って、今回の議論で粉飾決算はもう起こさないんだと、根

絶するんだと、そういう意識でぜひやって頂きたいなと思います。

○関部会長 どうもありがとうございました。ほかに。

○伊藤委員 今日は経済界からは、八木さん、的井さんが欠席となっていますし、関さんは座長の方に座っているので発言もできないだろうと推察してあえて厳しいことを私からのべさせていただきます。私は、長年CFOと、監査役も2年やりました、更に顧問として経営分野のアドバイスを後輩の役員にしています。その実務の体験を踏まえて、又今の杉山さんのお話も前提にしてお願いをしたいと思います。

今日は、幅広く議論をさせて頂くという意味での問題提起なので、若干証取法から逸脱する面もあるかもしれません。つまり、この問題のいろいろな形での本質論というものを突き詰めていくと、やはり人選のところと資金のところに着いてくるわけですね。つまり、公認会計士と企業との独立性のところが一番問題になっているわけで、これは公認会計士サイドとしての反省もあるし、それから経済界としても反省をしなければいけないと。

今日の資料の14ページ、先ほどご説明があった会社法における会計監査人制度の主な改正というところの3番目に、つまり資金の面でいいますと、会計監査人の報酬の問題が出ているわけですね。今度の新法の改正によって監査役に同意権が与えられたと。今まではなかったわけですが。しかしながら、これは欧米と比べると、欧米は監査委員会が選任から始まって報酬の決定まで一義的に全て処理をしておる。つまり、日本の場合には依然として監査役制度があっても、そこでは同意権しかない。企業の執行部隊が選任をして、最終的に報酬の決定もしておる。つまり、人事と金というものが、全て最終的に執行部隊にあるではないかと。そこに対してオーディットをやるということは、利益相反ですね。

私どもの実感を申し上げますと、実際に決めているのは課長クラスです。課長クラスが公認会計士とやり合って、期間を幾らと決めて報酬も自動的に決めてしまう。その段階においては、公認会計士の方々は反論せず従って、いよいよオーディットをやるときになっても、公認会計士の方々は本当にそこで独立性を発揮して、トップに監査の再検討など自分の言いたいことを言えるだろうかと疑問に思うわけです。我々のところに、即ち、トップに上がってくるときには、もう実態は全部報酬が決まってしまうというのが現状です。

ですから、このあたりの根本的なところを、これは証取法ではなくて、商法の範囲に——相澤さん来られていますけれども——そこにもう一遍少し踏み込んでいかないと問題の本質は変わらないのではないかと私は思います。

今度は、公認会計士サイドはどうなのかと。例えば、交替制の問題について、5年・5年と

というのが協会の自主ルールとしてスタートしておりますが、4大監査法人の企業への代表社員については、累積についても協会の自主ルールで速やかに5年にするようになっていますが、前回のこの公認会計士法の改正のときに私も出席しておりまして、関部会長もそのときには同席しておったわけですね。先ほどの澤田さんもおられまして、我々はいろいろな議論をいたしましたけれども、あのときには5年で決めたのを最終的に新規7年になったんですが、我々一同は新規とっていなかったんですよ。従って私は社内グループで累積7年を超えている人に交替してもらいました。しかしながら、問題を起こした会社の場合、確かに累積20年以上の会計士が非常に多いんですね。4大監査法人の企業監査の代表者の交替制を速やかに協会としては5年ルールの方角にさせるよう自主的に、今進めておられるようだと思いますが、こういった二十何年とか、十何年とかいう監査人がいるということは、やはり企業との間での独立性はないのではないかと。したがって、人と金のところを法律的に制度としてきちっとおさえるということが、まず、前提条件ではないかと私は思います。

以上、実務の経験から申し上げました。

○関部会長 できるだけ多くの方からご意見を頂きたいと思います。

ほかに、どうぞ。

○斎藤委員 私は、最近専ら会計基準の方にかかわっておりまして、したがって、監査問題については門外漢といいますか、素人であることを自覚した上で申し上げたいと思います。しばしば外から会計基準に関して提起されるご発言が、やや無責任だと思っておりますけれども、私が申し上げることは、監査の専門家から見れば、非常に無責任な発言になるかもしれません。

昨今、会計基準のコンバージェンスといいますか、国際的な統合化あるいは画一化が議論され、基準が違っていると投資家の利益を損なうということがよく言われます。これは非常に大事な指摘だと思いますけれども、投資家から見て本当に大事なものは、自分のリスクで結果を予測できるルールがあるということであって、むしろ重要なのは、そのルールが守られているかどうかだと思います。その観点からすれば、ルールのエンフォースメントにかかわる監査とか、あるいは監督行政の重要性というのはもっと強調されるべきで、その意味で私は問題の重要性は強調し過ぎることはないと考えております。

その観点から見まして、常々疑問に感じていることがございますので、2点ほど申し上げたいと思います。1つは監査報酬のあり方です。

会計士協会の方にお話を伺いますと、これはほぼ被監査会社の規模に依存しているんですね。

例えば、売上とか総資産とかに依存する一方、被監査会社の内部統制のようなリスクにはほとんど依存してないというのが、どうも事実らしい。それはどういうことかという、結局、被監査会社側で内部統制を整備するインセンティブが働かないということだと思います。内部統制を十分整備している会社から見れば、余分な監査フィーを払わされるし、逆にそうでない会社から見れば、少ない監査フィーで済んでいる。そういう事態は余り好ましいことではないので、もう少し被監査会社の内部統制等のリスクに、何らかの格好で見合った監査フィーの決め方を工夫すべきであろうと思うのです。どうすればいいかという案があるわけではないのですが、それをお考え頂きたいというのが第1点です。

それからもう一つは、これはもしかすると、もうちょっと発言を控えるべきことかもしれませんが、先ほどご説明がありましたように、法人が非常に集中化して4大法人になっている。規模の経済が働き、その結果としてサービスのクオリティを上げることには役立っていると思うのです。しかし、その一方で競争が欠落していて、4大法人の中からのいろいろな不祥事が最近は出てきているのです。それは、よく実態を知りませんが、日本の上場会社の監査業務について、日本法人の地域独占になっているという点もあると思うのです。そういう問題をどう考えるか。例えば外国の監査法人の参入をどう考えるかという議論は、やはり大きな課題としてあると思うのです。これは極めて難しい問題で、もしかすると後で袋だたきに遭うかもしれませんが、そういう日本法人の地域独占体制というものについて、少し考えてみる必要があるのではないかと。どうしろということを直接申し上げるつもりはありませんけれども、問題としては残っていると思います。その2点が非常に気になっております。

もう1点、先ほどの杉山委員からのご発言に、私も同感な面がございます。要するに、日本の過去を振り返ってみて、今回のような不祥事が幾つか起きたとき、それを日本の関係者、特に会計士が自らその問題を徹底的に検証して新しい制度のデザインを考えてきたことが余りないのではないかと。どちらかという、海外で出てきた不祥事についての海外での検証結果にフリーライドして、専ら外国で新しい制度ができたから、それを導入するという議論に走ってきたのではないかと。それも非常に結構ですし、アメリカの市場の方が先進的ですから、日本に出てくる問題をもっと先取りしている可能性があるから、それを参考にすることは大変結構だと思いますけれども、やはり日本で起きた問題について、日本の関係者が自らそういう問題を検証し、その基礎の上に制度のデザインを考える努力があってもいいのではないかと。ということを強く感じます。その点では杉山委員のご発言に私は賛成いたします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

藤沼さん、ご意見いかがですか。

○藤沼委員 できるだけ皆さんのご意見を聞いてからですね……

○関部会長 では後でもう一回。

○藤沼委員 今回のカネボウ、ライブドア、一連の事件で、会計士監査の信頼を損なったということについては、公認会計士協会の会長として非常に残念なことだと思っています。私どもとしては、我々会員の業務の充実を図るためにいろいろな方策を練ってきたわけなのでございますけれども、やはり第一は、先ほど伊藤さんからありましたように、独立性の強化ということで、これは監査人の数が多い4大法人については、今年の4月以降、主任会計士については5年・5年、その他の関与社員については7年・2年ということで、早期のローテーションを実施することにしました。4大法人も協会のルールに従って、今、担当の変更ということをやっているわけでございます。

杉山委員の方から、問題の事件の検証をして、それを今後の監査に活かしたらどうかというご意見がありました。これは齋藤先生もおっしゃってございましたけれども、これについても私どもの協会内部で検証しております。できるだけ早い機会にいろいろな監査上の不祥事例につきましても、ケーススタディみたいな形で会員に周知して、同じようなことが起こらないようにしようということで、その作業に実際に着手しております。

公認会計士監査制度については、やはり海外から学ぶ点は非常に多いのではないかとということと、一方、また日本型の問題というものもあるわけでございまして、これは先ほど伊藤さんの指摘があった監査報酬の決め方の問題だとか、監査時間の絶対的不足の問題というような問題がありまして、これについてもやはり対応しなくてはいけないと思っております。

特に大事なのは、やはり監査の現場における監査の充実ということでございまして、それについてどういようなことができるのか。これは4大監査法人、あと中小の事務所ということで、今、協会としては、特に中小の事務所がそれに対応できるかということで、いろいろな支援策を検討しているところでございます。

それと、ここではまだ議論にはなっておりませんが、監査の実務の充実の段階で、やはり監査人が独立性を持ってきちっとした監査手続を厳格に実施して、かつ事務所の中でその監査の実施が妥当なものであったか審査する。そういうようなまず監査事務所の自己規制、更にそれを公認会計士協会による監査の品質管理レビューで、ダブルチェックするというような自主規制の強化が非常に重要なのではないのかと思っております。そういうことで、先般、記者発表いたしましたけれども、上場会社の監査事務所の部会を立ち上げて、その部会に登録

した事務所については特に厳しい規律を守って頂いて、もしその規律違反事例があれば除名も含む処分をするという新たな自主規制強化の取り組みをすることにしました。まず監査事務所自身が、ついで公認会計士協会が監査実務の充実に向けた対応というものをとにかくきちっとやっっていこうと思っております。

本日の資料の中で、責任の問題という議論が出ていると思います。当然ながら、責任強化ということは大事なことだと思いますけれども、ちょっと気にしておりますのは、従来から公認会計士法によって、先ほど池田課長の方からお話がありましたけれども、監査法人の社員については無限連帯責任が課されております。これは法律が合名会社の社員の責任規定に基づいて、監査法人がスタートしたばかりの少人数の監査法人を想定した責任規定になっております。海外でもこの無限連帯責任というのは、まずほとんどないということをごさいます。このことについては、先ほど協会の澤田副会長の意見にありましたように、これからの後進育成という観点も含めて、無限連帯責任の問題については、できるだけ速やかに法改正をお願いしたいと思っております。

監査法人の責任のあり方について、証券取引等監視委員会の建議がありました。資料としては20ページで、証券取引等監視委員会としての建議の趣旨は十分にわかっているつもりでございます。ただ、私が懸念するのは、法の改正によって監査法人の責任追及という形になるわけですけれども、刑事責任を追及されるということにつきましては、それが法によって、それがどのような効果があるかということについて、よく慎重に検討して頂きたいと思っております。法改正をして監査法人に対して刑事責任を追及するということになると、私も海外のことについていろいろ経験がありますので、非常に危惧するわけです。刑事責任を追及するということだけで、実質的にアンダーセンは崩壊してしまいました。去年はKPMGのタックスシェルターを利用した違法な税務商品が問題になりまして、アメリカKPMGで、ほとんど崩壊の危機の一步手前まで行ったわけです。

そういう面で、監査法人の場合には、刑事責任を追及するという事実だけで、実質的に解散命令に近いような結果が及ぼされてしまうと。その辺のところを十分に慎重に検討して頂いた上で、最終的な判断をして頂ければなと思っております。以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

では、どうぞ。

○伊藤委員 2回もしゃべってよろしいでしょうか。

もう一つ、追加しておきたいと思うんですが。今の公認会計士協会の会長のお話にも関連す

るのですけれども。これから代表訴訟の問題が公認会計士さんのファームに出てくると思いますが。監査ということの中に内部統制の問題が入ってくると。

一番大きな問題というのは、これからの内部統制評価の最後のところは数字という形であらわれてきますけれども、企業の不祥事というのは、基本的には単に財務報告だけではなくて、いろいろな形で起こってくる例が多いのですが、マスコミはそれを含めて企業に対して責任を追及してくるわけです。

J R 西日本の事故からちょうど1年たっています。去年の昨日が事故のあった日ですけれども。ああいう問題は、財務報告書としては関係ないと言えるかも知れませんが、では、そのときの設備投資のあり方はどうだったのだろうかとか、あるいはそれに対して、公認会計士は何も言わなかったのだろうかとか、世の中の人達はいろいろなことを言うでしょう。そういうものを含めて全体的に企業に対するバッシングが行われるでしょう。同時にそれを監査しているいろいろな人たち、会計監査人はもちろんのこと、社外取締役や社外監査役として参画している弁護士もそうだし、公認会計士もそうだし、そういう人達すべてが経営を見れなかったんだらうかという認識を世の中はしているわけです。我々経営者としては、そういうことも踏まえて社外取締役や社外監査役の意見によく耳を傾けて企業経営をやっていかないといけないと、私は社長に申し上げております。

そうしますと、公認会計士の資質即ち経営者の質を判断できる資質というものがこれから極めて重要になってくるわけで、今のような細かい、いわば職人向きの試験制度でいいのかどうかも考えなければいけないと。ロースクールは、有名国立大学もみんな参加しているのではないのでしょうか。それに対して、私も実は関西大学大学院のアカウンティングスクールの客員教授をさせて頂いておりますが。私立大学を中心とした今のアカウンティングスクールの形になっていいのでしょうか。

では、なぜ有力国立大学は参画しないのかということですか。つまり、世の中で会計士がこれだけ問題になっているのであれば、世の中ではこぞって会計士に対する信頼性と、あるいは尊厳の必要性といった、そういったものが出てこないといけないわけですね。それが出てこないのはなぜかということも考えなければいけないと。

ですから、余りに専門的なところもさることながら、やはりもっと幅広い高品質な人を育てるんだということを、これは協会も、あるいは官界も我々も含めて、有識者が持っていかないといけない。そういう意味では、試験制度のあり方ももう一遍考えて頂きたいと。何も私は試験制度で専門的なことを否定しているわけではありませんが、専門的なことだけの細かいこと

を試験に要求するのではなくて、アカウンティングスクールを出ればある程度の力はあるといった前提で試験免除をやらせたらいいではないかと。

それからむしろもう一つは、企業の経験を何年か経てきた者については、例えばアカウンティングスクールは1年でよろしいとか、その実務経験年数によって資格を与えるとすればどうでしょうか。前回のときも問題になったのは、そうすると会計士の人数が非常に増えて、1人当たりの報酬が少なくなるという意見も出ましたけれども、それは現状の業務範囲の監査フィーのみの結果であって、むしろ、会計士の人数が増えてくれば自然に企業の中に公認会計士の人たちも入って、先ほど来申し上げたような経営者と監査人の独立性をお互いに競争し合うようなスタッフ要員となって、企業の中でも監査フィーに関して十分なロジックを持って説明する人たちがいたっていいわけです。ですから企業内公認会計士、それから経営者の資質を判断できる監査ファームの人たちというのを経済界、学界、協会がお互いに育て上げるというような、中長期的視点にたった人材開発も今回の部会の中でご検討賜れば大変ありがたいと思います。以上でございます。

○関部会長 ほかに。

○山浦委員 前回からこの制度部会、引き続き委員をしているという立場から、若干の積み残しの議論もありますので、そういったことも含めまして、今日は幅広ということですのでお話しさせて頂きたいと思います。

まず最初に、一つは、今、伊藤委員の方から、アカウンティングスクールの件が出まして、実は昨年からカネボウ事件、あるいはライブドア事件等々で、会計士の社会的な責任というのを非常に強く批判を伴ってとらえられております。これについて、大学院のアカウンティングスクールの学生の中に、少し、会計士になるという強い使命感というのが、逆に萎えてきているようなところがあります。大学の教員、しかもアカウンティングスクールにかかわっている人間からすると、もっと魅力のある会計士の資格制度というのは、これがやはり最終的には監査についての底上げにつながっていくのではないかというふうには思っているわけです。これは一つ、伊藤委員の今のご発言に対するサポートの意味合いがあります。

話は変わりますがけれども、幾つか前回までの制度部会の会議の中で積み残されたところで、今までまだ出ていない議論としては、一つは有限責任制の問題があります。当時の議論としては、LLPの法的な枠組みがまだ日本の制度の中に定着していないと。だから、そういった意味では、時間的にもそれを詰めるだけの議論の土壌がないと。こういうことで、無限責任制がそのまま踏襲されたという経緯があります。ただ、そのときに随分と議論をした中で、無限責

任制を有限責任制にするということが、ある意味で無責任体制をつくり出すのではないかと
いう懸念が、この制度部会の中にならありました。それから一部のジャーナリズムも、そうい
った意見がありました。

この問題については、2つの側面から考える必要があるのではないかと思います。1つは、
会社法の新しい施行に伴って、LLPの基本的な有限責任制の組合形態といったものは日本で
も立ち上がることになったので、こういった議論はもっと積極的にやってしかるべきではない
かと思うのです。

それから、どうしてもやはり無限責任から有限責任という変更については、一般論からしま
すと、責任が軽減されるという議論になりがちなんです。そのための、そういう議論をいわ
ば軽減という、それに対する予防措置として、幾つかの制度的な枠組みが現行の会計士法を制
定するときに出たはずなんです。その一つの大きな柱が新しい審査会の設置もあったと思うので
す。あと独立性の強化の問題であるとか、あるいは会計士協会の品質保証レビューの制度の一
層の強化であるとか、いろいろな問題がありました。

恐らくそういった議論も、やはり前回の議論の積み残し部分をもう一回拾い上げるといった
ことが一番最初に必要ではないか。やはりいろいろな各方面の方々がいらっしゃいますので、
ともすると議論が拡散しがちなんです。それからいわゆる正義論といたしましうか、証券市
場での会計士の不祥事を受けてという話になりますと、どうしてもあるべき論というのがあつ
て、誰も反論できない形になってしまいますので、もう少しそのあたりは慎重にやって頂きた
いと。

その中で幾つか覚えている議論で、まだ十分ではないなと思ったのが、例えば監査法人の届
け出制に変更されたことですね。それはそれで規制緩和の波に乗ってよかったんですけども、
例えばEUでは、しっかりした監査を実施する体制が整っているかどうかというのが、要する
に法定監査人として認可するときの判断の要因になっております。しかも、それをある程度
独立した、あるいは公的な機関が認めるといった仕組みもとっております。

先ほど澤田委員の方から、監査業務を担当する事務所には2つの種類があるとおっしゃつた
のですけれども、それはそれとして。また、藤沼委員の方でのSECPSの日本版みたいなご
提案がありまして、それはそれで監査が、特に上場会社の監査について、一方では規制をきち
んとして、もう一方で幅広い監査業務のすそ野の広がりをサポートされるような体制というの
は、やはり必要ではないかと思うのですけれども。いずれにしても、ある程度公的な監査業務
を実施する体制をしっかり制度として担保するような仕組みというのは必要ではないかと思

ます。

前回の議論で、例えば単に公認会計士の資格を持っていれば、それで誰でも監査できますというのではなくて、例えばアメリカなんかで見られるような、一定の業務経験とか、そういったものを前提としてライセンス制を入れるとか、あるいは予防的な措置と事後処理的な措置と2つに分けますと、予防的な措置では今言ったような日ごろの質の向上とか、そういったものがあると思うのです。もう一方で、事後的な対処の方法としては、例えば責任制の見直し、刑事責任の問題については、やはり慎重な議論は必要だと思うのですけれども、公的な監査業務の今のところの重要性を考えますと、一方で、有限責任制を入れる、そして、では法人の方で一体どういうサンクションが前提で社会的な責任を担保してくれるか。そのあたりのバランスのよい制度設計というのは必要ではないかと思うのです。

やはり、余りにもたくさんの議論の題材が前回ありまして、その幾つか積み残してここまで来ておりますので、一度事務局の方にぜひお願いしたいのは、前回の制度改正のときにどういった議論が挙げられたのかと、ここだけでも最初に棚卸しして頂きたいと思います。

以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○上柳委員 この問題を考えるときにいろいろな切り口があると思うのですけれども、私自身は、例えば株式会社の株式を買っているとか、社債に投資するとか、そういう方々からのご相談を受けたり、最近で言えば、西武あるいは平成電電とか、あるいはライブドアとか、そういう不祥事の中で、本当にその会社の体制がどうだったんだろうかということで、民事訴訟の活動なんかをやる中で、やっぱり公認会計士さん、あるいは監査法人にきっちりやって頂きたいという感じは強く持っております。

基本的なところは、先ほど伊藤委員の方からお話しありましたように、監査法人の選任なり報酬がどのようになっているかというところで、やっぱり根本的には監査役なりあるいは監査委員会が主導権を持って、だけど監査役がどう選ばれているかという問題もあるかもわかりませんが、そこのところは、やっぱりきっちり、それこそ骨太の議論をしなければいけないだろうと思っております。

もう一つは、そういう意味で今の私のような立場なもので、やっぱり責任のところの問題になるんですが、これは総合的に刑事罰も含めてツールとしては整備されるべきだろうと思っております。ただ問題は、それが一方では乱用されては困るということ、特に刑事責任はいろいろ

な問題があると思いますので、そここのところの執行体制というのは大事かと思ます。

それから逆に、今度はその責任制度があつて、法律の条文があるだけでもまた困るわけなのです。実際に責任追及がやりやすいのかどうか。これはむやみやたらにやるというのではなくて、適正に、例えば原告の立場に立っても、むやみやたらに裁判を起こしてその中で何とかやっっていくということではなくて、やっぱり見通しを持ってしかるべき事案について提訴をしていくというようなことができるようにという意味で、責任追及のためのサポート体制といひますか、情報収集そのほかも含めてというところがセットになってなされないと、何か刑事罰の規定だけができるというだけでは、余りよくないのではないかと思つています。

そういう意味で、ぜひ事務局にお願いする、あるいは弥永先生にお願いすることなのかも知りませんが、1つはアメリカなりEUで——EUは各国のようですけれども——責任追及制度あるいは刑事罰も含めてどうなっているかということともに、その手続なり、それが国民にとってどのように利用しやすいのか、あるいは利用しにくいのかということも含めて情報を知りたいなというのが1点。

それからもう一つ、前回の改正のときに公認会計士・監査審査会をつくつたわけですので、鋭意やっぺらっぺらすることはわかるのですが、どのような活動をなさっているのか、その中で教訓そのほかあるのか、不祥事との関係もありますので、ぜひ教えて頂きたいと思つています。以上です。

○大崎委員 私は、公認会計士制度そのものについては——そんなことを言つたらここに座つている資格はないのかもしれませんが——素人同然でございまして、この機会にいろいろ勉強させて頂きながら、何らかの貢献ができればと思つておるのですが、専らこれまで証券市場の制度の研究をしてきておりますので、そういった観点からやはりこの問題も考えたいと思つております。

先ほど澤田委員からも、上場会社に対する監査の問題と、それ以外の問題というのは、大分別なのではないかというお話がありまして、私もそういう感じを持っております。もちろん今、世の中で何が言われているからというのが、直接それだけに何も議論を限定する必要はないと思つたのですが、やはり上場会社の監査がきちつと行われていないのではないかというのがそもそもの問題の発端であるということは、改めて確認をする必要があると思つたのです。

先ほど伊藤委員がおっしゃいました人選と資金の問題というのが、何より重要だというのは、私も全く同意見でございまして、そこで会社法の仕組みを動かすというのも一つの考え方かと思つたのですが、もう一方で、上場会社の監査の場合と、それ以外の場合とでは、全然

違う仕組みを考えるとというのも一つのあり方なのかなと思っております。

例えば、これはもちろんこれから議論していくことですので、今、何も具体案がある必要はないと思うのですが、例えば上場会社ということは、つまり証券取引所とかかわりを持っているわけですから、証券取引所に間に入って頂くような形で、何らかの形でお金が直接会社から会計士さんに行くだけでないようなお金の流れというのがつくれないかというようなことですか、例えばアメリカでも会計士、これは会計基準の策定についてでございますけれども、資金が結局、企業から拠出されているというだけでは、その独立性が保てないというので、あの場合はSEC、PCAOB経由ということですが、お金が間接的に会計基準作成機関に流れるような仕組みというのをつくったりしたわけですが、そういう意味で取引所が何らかのフィーのようなものを徴収して、監査そのものの報酬を全部お願いするというのは、ちょっとあれかもしれませんが、例えば監査に対するレビューのようなものを取引所が定期的に行って、その費用を取引所として持つとか、そういったような仕組みも一考に値するのかなんていうことを漠然と考えておる次第でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

○八田委員 先ほど山浦委員の方から、積み残しの問題があるとお話がありましたが、私もまず最初にそれを事務局の方に棚卸しておいて頂きたいということを申し上げたいと思います。そうしないと、同じような議論が起きても余り意味がありませんので。

ところで、今回のメインテーマが、公認会計士制度部会の中で、特に監査法人制度に関しての議論ということで、既にる歴史的な背景もご説明頂きましたが、私も全く問題意識は一にするものでありまして、今回この問題に加わられますことを、大変、光榮に思っております。

と申しますのも、監査法人制度というのは、5人以上の公認会計士が集まって人的な組織体をつくって運営するという制度でありながら、現実には恐らく出資者だけでも500人を超えているにもかかわらず、それが無限連帯で運命共同体であるということは、常識的に考えてももうあり得ない状況が制度的に放置されているわけですね。したがって、今日から始まったわけですから高く評価するわけですが、あえて申し上げるならば、若干この問題を議論するのが遅きに失しているというような評価もできるのではないかと考えております。したがって、監査法人のあり方などに関しては、時間をかけて議論をして頂きたいと思うわけですが、これまで出てきた会計不正とか不祥事の問題で、会計士監査が機能していないとの批判がありますことから、それについての我が国的な事実関係を検証するということにつきましても、全くもって同感であります。

ただ、これは当たり前のことなんですけれども、会計不正とか不祥事は、会計士が起こしているわけではなくて、その根っこの企業ないし企業関係者が不正を行っているということ。そして、それに対してついつい加担してしまったとか、あるいは見逃したとか、十分な監査手続を実施しなかったという、言うならば、次の段階で会計士ないし監査人が加担してきた例がほとんどだと思うのです。場合によっては当初からかかわっているという場合もあるかもしれませんが。

そうすると、本来は、公認会計士制度だけの見直しではなくて、そちらの方の原点に至る企業の活動とか、組織機構、あるいは規制に関しても議論しなければいけないと思うのですけれども、これは今回、この部会での役割ではないと思いますので、これ以上申し上げることは差控えたいと思います。

確かに、会計不正が露呈しますと会計士、あるいは監査法人に対して非常に厳しい目が向けられるわけで、これは全世界共通の問題でありまして、実は私が知る限り、他の専門職業人の中でも会計士ないし監査法人というのは最も弱い立場にあるということです。つまり、責任を問われたときに最も弱い立場にあるのが監査人なのです。言うならば、彼らの遂行する監査業務の宿命は、あるいは命は、名声とか評判といったものに置かれていること、すなわち、それは、行っている業務が非常に専門性、技術性が高いですから、関係当事者はその中身についてよくわからないということに起因しています。

ただ、医者とか弁護士も同様であろうと捉えられる向きもありますが、これは相対で依頼人がいますから、嫌ならばその担当医師や弁護士をやめればいい。ところが監査の場合には、その最終的なベネフィットを受ける人は一般大衆投資家であって、基本的に彼らが監査人を選ぶ場面がないということです。したがって、制度的にすべての監査業務について、これを同質のものに置かなければいけないということが最大の課題といえます。これがまず宿命であって、いずれの監査人に対してであれ、それに対する信用が崩れると、おそらくその監査事務所のクライアントは雪崩現象が起こしてやめていくことになるのではないかと思います。したがって、監査人という対象は非常に責めやすいわけですから、マスコミなんかもたたくのは一番簡単なんです。その辺をやはりよくわきまえて議論していかないとまずいかなという気がするわけです。

そこで、問題点としまして、まず藤沼委員の方からもありましたけれども、責任の強化ということ、これはある程度国際的な動向にもあると思われまます。しかし、アメリカの過去の例を見ると、やはり70年代、80年代、監査人に対して不当なほどに責任が追及された段階から何が

起きたかという、今、複数の委員の方からも出ていますけれども、人的な部分からも、優秀な人材から会計士へのなり手がなくなってくるということが挙げられます。そして質がぐんと下がるということも言われています。

これには必ずしも明確な根拠があるわけではないですけれども、80年代前後に会計士になった人、それがちょうど20年たって監査責任者になっている。それが21世紀の初頭であるということで、その人たちが一連の会計不正をアメリカで起こしたのではないかというような評価も実はあるのです。したがって、責任の強化ということも、この会計士予備軍の人材育成ということも考えながら、ある程度バランスを持って見ていかなければいけないわけで、この制度の議論をする場合には、常に一定のバランス感覚が必要かなという感じを持つわけです。

そこで、監査法人の改革を見る場合に、会計士法を見ればわかりますけれども、まずもって日本公認会計士協会という、その元締め自主規制機関があつて、そこに公認会計士、監査法人が開業登録するわけですから、本来であれば監査法人だけの見直しではなくて、我が国の公認会計士協会、これも全面的にやはり大きく連動する形で見直すことが必要ではないかということをお願いしたいと思います。今日はこれまでのところ、そういう議論が出ていませんでしたので、必要があれば、是非、この会計士協会に関しても取り上げて頂きたいということがあります。

それから、何と云ってもこれまでの歴史の中でも常に議論されている問題は、独立性の喪失という問題であります。この根源は、やはり何と云っても報酬の支払い形態、これに尽きるのではないかという気がします。そこで、先ほど大崎委員からもありましたけれども、私も、この際、日本発、世界に発信できるような、やはり広く社会の人々から受け入れられるような報酬支払いの形態について知恵を絞るべきではないかと考えています。これは恐らく企業と監査法人の間のどこかに1回クッションを置かなければならないだろうと思われまます。

ただ、私は東証ではだめだと思っております。それはなぜかという、先ほど斎藤委員の話がありましたように、企業によってみんなリスク環境が違うわけです。その評価ができた上で、監査報酬などの決定ができるような状況が保てるような機関でなければいけない、あるいはそういった団体、組織でなければいけないわけですから。そうなってくると、例えば何か財団か社団かわかりませんが、そういう独立機関をつくって、例えば監査契約締結機構のようなものをつくって、そこで全部、少なくとも上場会社に関しては扱っていくとか、そういった国際社会では受け入れられていないかもしれませんが、全く新たな視点での提案があっても良いのではないかと思います。実はこの報酬の支払い形態については、どの国もみんな悩

んでいるわけです。

アメリカでも21世紀初頭のエンロン事件以後、例えば、損害保険会社を介在すべきだという議論も学者の中では示されてきています。しかし、現実性が非常に乏しいということもあって、十分な評価が得られていないようですが。したがって、この際この部会での英知を結集して、日本的なものがもし発信できるならば、これはそれなりの高い評価を受けることができるのではないかと思います。つまり、監査法人が、クライアントから直接報酬をもらっているからだめなのだという点については、払っている側も、もらっている側も、そしてそれを見ている側もみんなこれはおかしいと思っているわけです。ということは、やっぱり現在の形態はおかしいと思うのが自然なのではないでしょうか。我々も大学の授業で、監査人の独立性などを教えていても、この報酬の支払い形態を度外視しては、なかなか本来の意味での独立性という問題について教え切れないというのが実感です。ということで、これはやはり合理的な視点を受け入れるという観点からも、我々の部会の問題として考えるべき問題ではないかなと思います。

それから不正事例を考えたり、過去の実情を検証するという場合に、残念ながら、やはり日本の制度はアメリカの影響を大きく受けながら発展してきましたから、やはり監査先進国のアメリカの状況はつぶさに検証する必要があるし、そしてできるならば守秘義務があるかもしれませんが、日本独自の特殊性ある状況も検証する必要があるということで、国内外の両方の状況を踏まえた上での改革が当然求められてくるだろうという気がします。

それから最後ですけれども、監査人のローテーションの問題も、アメリカでも全部解決できているわけではなくて、くすぶっている問題が例の事務所ごとのローテーションという問題があります。しかし、これも客観的な、それを積極的に支援するだけのエビデンスがないということから、実証的な調査研究をしております。先ほど杉山委員からもありましたけれども、日本のこういった監査環境を取り巻く実状分析というのはほとんどないという、こういうところに、やはり新たな回答が見出せない状況があると思いますので、できればそういった点も考慮して、過去の不正事例の検証も踏まえて制度的な検証が必要ではないかなという気がします。

○増田委員 会計士側が余り発言するのはちょっといけないかなと思って控えていたのですけれども。今、八田先生のお話で、監査報酬の決定機構みたいなもの、財団みたいなものをつくらうかどうかというお話が出たのですが、それも一つの考え方だと思います。しかし、私は、その前に会社のガバナンスを考えるべきだと思います。先ほど伊藤委員だとか、あるいはほかの委員の方のお話がありましたけれども、まず会社の運営自体のコーポレートガバナンスという

ことを考えますと、別に企業会計だけの問題ではないのですね。いろいろなコンプライアンスの問題がずっと出てきているわけです。私は、やはり経営をしている執行側と監視をしている側がいて、平等な立場でいなければいけないと思っています。

日本の場合は、経営を執行している側と、監査役という監視する側があります。先ほどちょっとお話がありましたけれども、監査役の選任や報酬についても、執行側が基本的に決めているということになりますと、実際に監視をできるのか。その監視をしている側とされている監査役の方が会計監査人の選任、解任の権限があって、報酬については同意権限しかない。新しい会社法でやっとなったんですね。

会計士協会としては、従来から今回の会社法の改正においても、少なくとも監査役に監査報酬の決定権限を与えるべきではないか。その後、その監査役待遇についても、つまり選任あるいは報酬についても、対等となるように社会的意識を高めていくという必要があるだろうと我々は考えていたのですが。残念ながら、今回の会社法の改正では、そこまで至らなかったわけで、会社のコーポレートガバナンスの面で考えていかないといけないと思います。企業不祥事というのは、別に会計だけの問題ではないと思います。

そういう意味では、議論もあっていいのではないかと思います。今回は、監査法人等の問題で会計士法の問題だということだと思いますけれども。ただ、根っこの部分があって、それを抜きにしてこの議論を進めて頂くと、我々としますと今のお話ではないけれども、何か会計士だけがちゃんとやればすべてがおさまるという誤解が生ずると思うのです。もちろん監査法人の責任はありますので、我々もきちっとやっていかなければいけないというのはわかっています。ぜひ、その辺をご理解頂きたいと思っています。

○関部会長 先ほどから東証の話が出ていますが、飛山さん、いかがですか。

○飛山委員 私どもでは、やっぱり財務諸表の適切なディスクロージャーは、投資をする上で基本中の基本だと考えておまして、そういう意味では公認会計士の方がきちんと監査をして頂くというのは前提だと考えております。そういう意味ではこういう事件があって、会計士の方を含めて、監査法人の方も含めてですが、信頼性を取り戻して頂くというのは非常に重要なことだろうと思っております。

私どもでも、この間、ディスカッションペーパーを出させて頂きまして、監査制度の充実ということも含めて、いろいろな意見を求めているところございまして、そういうことで積極的に監査の充実に向けた取り組みをしたいと思っております。これは公認会計士協会さんとも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

それから個別のことでいいますと、一般的に上場会社に対する監査とそれ以外のものに対する監査と、分けて考えた方がいいのかなという感じでございまして、上場会社にふさわしい監査体制はどういうものがあるのかという議論をした方がいいのかなというようなこととか。

それから、これもちょっと細かい話になってしまいますけれども、公認会計士が変わるようなときに、その開示の仕方でございまして、それから不正を公認会計士の方が見つけたときに、どういうふうに対応していったらいいのかとか。それから先ほど監査報酬でどこまで取るかという話が出ているわけですが、それは議論して頂ければいいのだらうと思いますけれども、その場合でも、どういうふうに基準を定めるかというのはなかなか難しい面もありますので、そういうことも踏まえて議論して頂ければと思っております。

例えば、いろいろな意見が出てきて東証として取り組むべきことが出てくれば、それは積極的にやりたいと思っております。以上でございます。

○関部会長 まだご発言頂いていない方もいらっしゃると思いますが、どうぞ。

○渡辺委員 ちょっと個人的な感想を申し上げたいと思います。

先ほど事務局の説明の中で、公認会計士の数が現在1万6,000人程度、それから上場会社数が4,000ぐらいだったと思いますけれども、ざっと素人考えで考えましても、ほとんど3月決算に集中しているそれだけの数の会社を、1万6,000ないしは大手のところに所属している6,000程度の方が実際にその監査をするというのは、非常に至難の業だろう。それから会社の監査は、財務監査だけではなくて、さまざまな監査が更に制度的にも要求されているということですから、これは非常に公認会計士の皆さんにとってタイトというか、非常に重い負担であろうと私は直感的に思うわけです。

ただ、そういう状況で一番大事なものは、多分、その方々がインセンティブとしてきちっとした監査をするという、そこに職業的な使命を見出して遂行する、そういうインセンティブを制度として与えるということで、これはただ単に法律で責任を重くするとか、刑事罰で追い詰めるとか、それは必要かもしれませんが、それだけでは必ずしも実現されない。

それからもう一つは、非常に数と仕事の関係がタイトだと申しましたけれども、もう一つは、そのベースを増やしていくと、そのインセンティブも制度に内在させておかないと、なかなかうまくいかないのではないかと。先ほどいろいろな方々から、現在、アカウンティングスクールで勉強されている方、ないしは既になっている方のインセンティブが低下しているということがありましたけれども、これは非常に大問題で、もし仮に制度改革をするのであれば、潜在的な志望者といえますか、公認会計士の数が長期的には必ず増えていくように、そういう志

望者のインセンティブをかき立てるような、そういう制度といいますか、そういうものを内在したような制度改革にしないと、とてもこれは長期的にこの制度というのはもたないので、私は先ほど大崎委員と同じように、証券市場、資本市場の公正性の観点から物を見てきている人間ですけれども、そういう観点からしても、ぜひ一人一人の会計士のインセンティブ、それからこれからなろうとする人のインセンティブが最大化するような、そういう制度改革にして頂きたい。非常に一般的、個人的な感想ですけれども、お願いしたいと思います。

○弥永委員 私は、ただいま渡辺委員がおっしゃっていたのに非常に同感でして、実際、現在の公認会計士の方々の報酬というか、要するに監査報酬ではなくて、実際に頂いている報酬ですけれども。私が知っている限りは、やはり渉外事務所の弁護士なんかに比べるとかなり低いわけですし、つまりペイは低いけれども、しかし責任は実は非常に重いかもしれない。最近、そういう意識が強まっていて、私ももともと公認会計士の試験を受けて、たくさん知り合いがいるわけですけれども。そういう方々を見ていると、実は最近、私が優秀だと思う若い人が、案外、監査法人をやめてロースクールに行ってみたり、別な外国系の銀行にお勤めになったりと。結局、それはせつかく受験をして合格する人が増えるということで、増えているかもしれない。でも、受かった後は、今度は実は、ある程度優秀な人たちが結構また抜けていくという、そういうリスクも現在あるような気がするのです。これは私どもの限られた観察ですと。

そうすると、やはり公認会計士、監査法人などに不必要なリスクを負わせるというのは余りよくない。そういう意味では、例えば今回話題になっている、監査法人を有限責任化するということは非常に重要だと思うわけです。というのは、例えば、社員になった方がほかの社員の方が変なことをやらないように監視したり、モニターするというのは、社員が500人とかいる場合に、そんなことできるわけではないわけです。できないということは、結局それはリスクを負ってかけをするというだけということですから。そうすると、やっぱりその他においしそうな話があれば、そっちの方にふらふらと優秀な人が抜けていくという、こういうリスクは絶対にあると思うわけです。

そういう意味では、やはり一たん受かった後も、魅力的な制度でないと困るのではないかという気はいたすわけです。

もう一つ、実はこれとは違う話題についての感想です。確かに上場会社とそうでない会社というので、監査のあり方は違っていいのではないかというのは、これはEUなんかの指令の立場も実はそういう立場だと思えます。

ただ、そこで気をつけなければいけないのは、公認会計士のレピュテーション、公認会計士

というものの自体に対する社会の信頼ということを考えたときには、幾ら上場会社ではない会社を取扱っている公認会計士の方が不祥事を起こしても、それはまじめにやっている公認会計士の方々の名声を傷つけることになるわけですから。したがって、違っていいのは当然なのですが、上場会社を監査する方でなくても、やはり公認会計士と名乗って、あるいは監査法人という名前で監査をする以上は、やっぱり李下に冠を正さずという、こういう感じの規制を置かざるを得ないところはあると思うですね。つまり、まじめにやっている人に不利益を与えないような制度というか、そういう仕組みは非常に重要なのではないかなという印象を受けました。

○関部会長 わかりました。根本さん、どうぞ。

○根本委員 私も会計士制度は勉強させて頂くところなので、まだ今後いろいろと教えて頂かなければいけないと思っています。格付会社の立場で感想を申し上げますと、先ほどのある委員も言っていたように、我々資本市場に活動している者にとり全ての基礎が財務諸表であり、監査制度であると思います。

格付などは複数の会社がいろいろな評価を出しているのですが、企業の財務諸表というのは、本当にかげがえのない、一つしかないもので、かつ我々も投資家から監査法人の質にコメントできないとか、ときどき不祥事が起きると言われるのですけれども。何で見破れないとか、言われることもあります、やはり残念ながらそこを審査できる機関というのはほかになく、我々としては、あるいは投資家としては、100%そこに依拠しなければいけないということで、非常に重要な使命を持っていらっしゃると思います。

一方、ビジネスの形態として、お客様というか、企業の方から収益を得られて、そこに対して非常に中立的な厳しい立場をとらなければいけないというのは、本来のかなり利益相反というのが起こりやすいものかと思えます。それは実は格付会社も同様なのです。そこを余り深く言うと、規制を強化しろということになってしまうかもしれないのですけれども。

そういった場合、先ほどお話があったような、資金の流れを中立的なところに移す、ということも有効だと思うんですが、やはり一つのみの方策ではなかなか本来のあり得るリスクというのを防ぐのは難しいのかなと思いました。その意味で幾つかの多様なルートで、ある意味独立性をモニターするというか、そういう制度が必要なのかと思えます。

そういう点から、非常に本質的ではないのかもしれませんが、監査法人さんのディスクロージャーとか、コーポレートガバナンスの仕組みですね。もちろん株式会社ではないので、通常の仕組みではないのかもしれませんが、例えば社外重役を入れるとか、そういったシス

テムなどが何らかの有効性があるのか、多少勉強してみたいというような気持ちはあります。

あと、いろいろ協会の方で自主規制を強化されていて、対外的にも活発に発言などもされていらっしゃるというのを目にはしているのですけれども、やはり協会の規制となると、特にメジャープレーヤーの方に対しても、本当に厳しく当たれるのかというのが、若干疑問も残ります。レビューの内容の検証とか、客観性度合いみたいなものも、できればいろいろと教えて頂ければと思います。以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

久保田さん、経済界の監査以前の企業に問題があるというお話もありますし、この問題をどういうふうに受け止めておられるのか。

○久保田委員 今日専門の先生方からいろいろなご意見頂きましたので、これからよく勉強させて頂いて、また企業の方にもよく意見を伺って、各論につきましてはまた意見を取りまとめて経済界の立場で表明していきたいと思っております。

今、関さんの方からお話しありました件につきましては、この間、確かに不祥事が続いたということで、冒頭池田課長からご説明ありましたように、内部統制とか確認制度、それから罰則の強化、この辺については経済界としても基本的にはそういう方向で、具体的にそれについての制度設計などについて意見を言っていくということで、先ほど増田さんの方からございましたけれども、企業の責任というのはそういう意味で非常に痛感しているところでございます。

他方、ほとんどの企業は非常にまじめにやっていて、この会計士の問題につきましても、財務諸表についてきちっとチェックしてもらいたいという意見が強いということが、多分大部分の企業の考え方だと思いますので。そういうことで不正のところについてはきちっとチェックするという制度は必要ですけれども、他方、余り重装備な制度にならないように、その辺についても具体的にどういうふうにしていったらいいのか、いろいろご議論頂ければと思っております。

○関部会長 加古先生、ご意見があると思いますが。

○加古委員 ありがとうございます。

いろんな議論があろうかと思いますが、時間もありませんので1点だけ申し上げますと、この会計士制度を支える人的資源の確保について、この際、本格的に議論していかなければならないのではないかと考えております。

かつて公認会計士法を制定しましたときに、この人的資源の問題が大きな話題になりました。例えば、日本の公認会計士の数は2万人ちょっとであるのに対し、アメリカの公認会計士の数

は33万人。資本市場の大きさがそれほど違うとも思えないわけですが、会計士の数の面ではこれだけの差があるわけですね。こうした問題点を克服するため、一方で、公認会計士の試験制度そのものを抜本的に見直すという作業をいたしました。もう1方で、後継者を育成するため、会計大学院という新しい制度をつくって、そこですぐれた後継者を数多く養成する、こういう格好で構想を練ったわけです。具体的には平成30年には、少なくとも我が国においても5万人程度の公認会計士を確保するように努力しようではないかということになったわけですね。

5万人の内訳は、半分の3万人ぐらいが監査に従事するとして、あとの2万人は、例えば企業などの会計専門家として活躍することを期待するということでありました。先ほど来の議論もありますように、会計不祥事とか、会計不信といっても、それは結局第一義的な責任は企業の経営者が負うべきで、企業内部に非常に職業倫理の高い、かつ専門的な知識を有する者たちが積極的に企業に参入していく、そういうようなことも構想されていたわけです。

こうした構想はいわば国家戦略であったはずですが、その後、これを実現するための仕組みと申しますか、努力は必ずしも十分ではなかったように思われます。会計士の試験については、公認会計士・監査審査会に任せられ、後継者の育成については、私ども会計大学院に任せられたわけですが、これでいいのかという問題があるわけです。この点についてもう一度、徹底した議論をしてみる必要があるだろうと考えております。以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

安藤先生、ご意見頂きたいと思います。

○安藤委員 何か全員参加になってしまいましたけれども。

私、大学人ということで、国立大学から来ておりますので、人材育成という点から、先ほど伊藤委員も言われましたけれども、会計専門職大学院に、特に一橋がなぜ加わらないのかということで、先輩でもあるのでいつもつつかれていますのでけれども。

なぜ参加しないかと、一言で申しますと、国立大学法人になってしましまして、運営費交付金が毎年減らされる傾向にあると。要するに、自前で稼げというような、ついに国立大学もそういうことになってきたんですね。ところがご存じのように、先行の早稲田さん、青学さん、明治さん、おられますけれども、会計専門職大学院は赤字なはずで、そこだけでは。ですから、いわば先行投資をされているわけです。とても国立大学は、今の状況では赤字の部門をつくるなんていったって、学内で通るわけがない。それが1つあります。

先行で北の方の東北大学、北海道大学がやっていますけれども、両大学にはそれなりの理由

があると思います。今は立派に例えば大学院生を抱えて、研究者なり、実業人を育てている。それで結構やっているところは、それで手一杯なんですよ。それでやれという、今度、スクラップアンドビルドですから、スクラップしなくてはいけないという、ものすごくマイナス面が大き過ぎてしまって動けない。人員増はとても望めないという、これは動くに動けないというのが一橋大学の現状であります。

それからもう一つは、私、思うのですけれども、日本は少子化傾向の中で、どこの大学もこれから倍率が下がっていくと思うのです。有名校は膨らむという予想もありますけれども。公認会計士の人材育成の面でも、少子化傾向の中で人員を増やして質を維持するという事は、僕はかなりどこか無理がある。つまり、質は低下するのを見込んで制度設計をする方が自然だと思います。以上です。

○関部会長 ではお約束ですから、藤沼委員、最後に。

○藤沼委員 ありがとうございます。

色々な角度からご意見賜りまして、私は議長の立場ではないのですけれども、会計士協会の会長として、会計監査制度が社会のインフラとして重要だということを皆さんご理解して頂いているということがよくわかり、大変安心を致しました。後継者育成については、私自身も気にしていたのですけれども、会計士が置かれている環境や試験制度のことから、非常に懸念を表明される方が多いということにもきちっと取り組んでいかななくてはならないと思っております。

私自身は今回、公認会計士制度部会を設置して頂きましたことは、今後の監査、公認会計士制度の充実に向けて、非常にいい機会を賜ったというふうに思っております、是非とも建設的な意見の交換の上で良い制度改革にして頂きたいというふうに思っています。

以上でございます。

○関部会長 ほかに、この際ちょっと言い残したので、言っておきたいというようなご発言ございますか。

○山浦委員 1つだけ。今、国際的な制度の調和化というのは、どうしても避けられない状況になっておまして、特にこの監査制度というのは、相手が、国際的な市場というのはマーケットを相手にする仕事でありますので、ぜひともこの制度部会での議論の中に、この国際的な調和化というのを一つのテーマとして入れて頂きたいと思っております。

○関部会長 今日は第1回の議論だったわけですが、いろいろな全員の皆さんから貴重なご意見を頂いたと。本当にありがとうございました。

論点は大体出たのではないかと私は思っております。したがって、これから皆さんの意見を整理をして進め方を考えさせて頂きたい。

また、いろいろな宿題もありまして、不正事例の検証をきちっとしなければいけないとか、あるいは積み残し課題をきちっと整理する。それから制度についても各国含めてきちっと、もちろん我が国もですが、検証をしなければいけないというようなご指摘もあって、こういった課題についても今後引き続き、2回、3回——2回目は各国事例を予定しておるようでございますが、そういった検証のようなものをきちっとやっていきながら議論を進めていきたいというふうに思っています。大変ありがとうございました。

本日の会合の様様につきましては、この後、私が記者会見を行ってご報告させていただきます。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○池田企業開示課長 次回の日程につきましては、今、事務局の方から各委員の方の今後のご予定を前広に頂いているところでございまして、大変ご多忙な方が多いので、常に全員参加というわけにはまいらないかと思いますが、できるだけ多くの方にご参加頂けるところで日程をセットして、できるだけ早く事務局からご連絡をさせて頂きたいと思っております。

それから、審議をどういうふうに進めていくかというのは、今後を見て決めていくことになりますけれども、日程のセットの方は審議がどうなるかわからないのですが、仮押さえという形で、できるだけ前広にご連絡をさせて頂きたいと思っておりますので、カレンダーの方にできるだけ早く、仮置きということですが、置いて頂ければと思います。

今回は、今、部会長からありましたように、諸外国における監査法人制度等について整理をさせて頂いて、その上で、それに基づいてご討議頂くといったことを考えております。よろしくお願いいたします。

○関部会長 それでは、時間が参りましたので、これで散会させていただきます。ありがとうございました。

午後0時06分 閉会